

取 締 役 会 議 事 錄

(抄 本)

2 0 2 1 年 6 月 2 5 日

南 海 電 氣 鉄 道 株 式 会 社

取 締 役 会 議 事 錄

2021年6月25日南海電気鉄道株式会社第104期定時株主総会終了後、午前11時50分、大阪市中央区難波五丁目1番60号 スイスホテル南海大阪35階会議室において取締役会を開催した。

総 取 締 役 15名

出 席 取 締 役 15名

取締役 遠北光彦 開会を宣し、本会の議長について諮ったところ、全員異議なく 遠北光彦 を議長とすることに決定した。

よって、遠北光彦 議長となり、議事に入った。

報告事項 省 略

第1号議案 省 略

第2号議案 省 略

第3号議案 省 略

第4号議案 取締役会規則一部改正の件

斎藤執行役員より別紙のとおり説明があり、議長はこの案件について諮ったところ、異議なく可決された。

第5号議案 省 略

第6号議案 省 略

第7号議案 省 略

引き続いて、議長、取締役並びに担当執行役員より下記事項について報告がなされ、了承された。

省 略

閉会時刻 午後0時25分

取締役会規則第11条の規定により、本議事録を作成して、議長並びに出席した取締役電子署名する。

2021年6月25日

南海電気鉄道株式会社

議長 遠北光彦
代表取締役

代表取締役 高木俊之

代表取締役 芦辺直人

取 締 役 梶 谷 知 志

取 締 役 大 塚 貴 裕

取 締 役 園 潔

取 締 役 常 陰 均

取 締 役 肥 塚 見 春

取 締 役 望 月 愛 子

取 締 役 岩 井 啓 一

取 締 役 浦 井 啓 至

取 締 役 荒 尾 幸 三

取 締 役 國 部 豪

取 締 役 三 木 章 平

取 締 役 井 越 登 茂 子

取締役会議案及びその内容

2021.6.25

第1号議案 省略

第2号議案 省略

第3号議案 省略

第4号議案 取締役会規則一部改正の件

取締役会規則の一部を別紙のとおり改正すること

第5号議案 省略

第6号議案 省略

第7号議案 省略

以上

第4号議案別紙（取締役会規則一部改正）

省 略

については、下記のとおり、取締役会付議事項の整理を主な内容とする取締役会規則の一部改正を実施いたしたい。

記

1. 改正の理由

（1）省 略

（2）省 略

（3）監査等委員会設置会社への移行に伴う重要な業務執行の決定の委任

ア、決議事項の改正

会社法において委任が許容される項目について、すべて代表取締役に委任するものであります。

イ、報告事項の改正

上記アにより決議事項から除外される項目について、報告事項に追加とともに、監査等委員会設置会社への移行により、取締役会による監督が実効性を伴って機能するためには有益と考えられる事項を報告事項に追加するものであります。

（4）省 略

2. 改正の内容

添付の新旧対照表のとおり

3. 改正日

2021年6月25日

以 上

取締役会規則 新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第6条 省 略	第1条～第6条 省 略
第7条 次の事項は、本会の決議を経なければ ならない。 (1) 法定事項 1～24 省 略 25 社債の発行 26 省 略 (2)～(3) 省 略 2～3 省 略	第7条 別表1に掲げる事項は、本会の決議を 経なければならない。 } (削 除) 2～3 省 略
第8条～第11条 省 略	第8条～第11条 省 略

決議事項新旧対照表

現行規定（第7条第1項）	改正案（第7条別表1）
(1) 法定事項 1～24 省 略 25 社債の発行 26 省 略	(1) 法定事項 1～15 省 略 (報告事項に移行) 16 省 略
(2)～(3) 省 略	(2)～(3) 省 略

報告事項新旧対照表

現行規定（第8条第1項）	改正案（第8条別表2）
(1) 本会の決定事項の執行経過及びその実績 省 略 (決議事項からの移行)	(1) 本会の決議により取締役に委任した事項 1～2 省 略 3 重要な業務執行に関する事項 ア～エ 省 略 オ 社債の発行 カ～サ 省 略 (2)～(3) 省 略
(2)～(3) 省 略	

以 上